

改正

平成26年9月24日いわき市規則第45号

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規程に定める事項)

第2条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

2 条例第16条第2項の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びにその提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

(第2種助産施設の職員の配置の基準)

第3条 第2種助産施設には、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日いわき市規則第45号）

この規則は、いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年いわき市条例第38号）の施行の日から施行する。